

<原資産のリスク・ウェイトが全て 20%以下のもので構成される場合の取扱い>

【関連条項】 第 249 条

第 249 条-Q2 標準的手法において、証券化エクスポージャーの最優先部分が最上位区分（信用リスク区分 6-1）の格付を取得しており、かつ、当該証券化エクスポージャーの裏付となる原資産のリスク・ウェイトが全て 20%以下のもので構成されている（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合において、当該裏付資産の加重平均リスク・ウェイトに基づき、信用リスク・アセットを計算することは可能ですか。

(A)

第 249 条における標準的手法による証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算においては、適格格付機関の付与する格付の有無に対応した信用リスク区分に応じてリスク・アセットの額を計算することとなります。

ただし、当該証券化エクスポージャーの裏付けとなる個々の原資産を参照し、それら全てが 20%以下の資産で構成される（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合においては、①当該証券化エクスポージャーが最優先部分を構成するものであり、かつ、②当該証券化エクスポージャーの裏付となる資産の構成を常に把握していることを条件に、裏付となる資産の加重平均リスク・ウェイトに基づきリスク・アセットを計算しても差し支えありません。

なお、当該取扱いは、最上位区分（信用リスク区分 6-1）の格付を取得している最優先部分以外については適用できないことに留意が必要です。

以上